

(2) 北本市空家等の適切な管理に関する条例について

資料 4

■空家条例の構成

近年、全国的に人口減少や既存建築物の老朽化、ライフスタイルの変化等により、空家等が年々増加しています。空家等の中には適切な管理が行われていない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

本市では、このような管理不全の空家等が発生・増加しないよう、空家等の適切な管理を促進し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために「北本市空家等の適切な管理に関する条例」の制定を予定しています。

【主な内容】

1 目的

この条例の目的について

- ・適正な管理の推進
- ・地域住民の生命、身体及び財産の保護
- ・安全安心な地域社会の実現

2 定義

条例における用語の定義について

3 所有者等の責務

空家等の所有者、管理者（所有者等）の責務について

- ・所有者等は空家等の適切な管理について、第一義的な責務を負うこと。

4 市の責務

市の責務について

- ・市は空家等の適正管理、活用の推進、発生の予防等に関し対策を講じること。

5 関係機関等との連携

関係機関等との連携について

- ・市長は、空家等対策に係る関係機関との連携、協力をする事。

6 調査等

空家等の調査等について

- ・苦情、相談のあった空家等の調査等

7 空家等の所有者等に関する情報の利用等

市の保有する所有者情報等の利用について

- ・所有者等の把握に必要な固定資産税情報等の利用

8 緊急安全措置

危険な空家等の緊急的な安全措置について

- ・空家等に起因する生命、身体及び財産に対する危害の回避
- ・回避のための最低限度の措置

措置を講じたときの手続き等について

- ・所有者等への通知
- ・費用の請求等

9 委任

その他必要な事項の委任について

- ・条例の施行に関し必要となる事項の規則への委任

【施行予定期日】

2020 年 4 月 1 日